

地区計画のルール

わかばやしひがしみやあい

若林東宮間地区

【令和6年5月31日告示】

名 称	若林東宮間地区計画
位 置	豊田市若林東町宮間並びに竹元町荒子及び新畑の各一部
面 積	約1.9ha



若林東宮間地区まちづくりの目標

周辺の自然環境に配慮するとともに、既存ストックを活用しつつ、既成市街地と一体となった居住環境の形成を図り、魅力あるまちづくりを実現するため、地区計画を定め、ゆとりある良好な住環境を形成します。

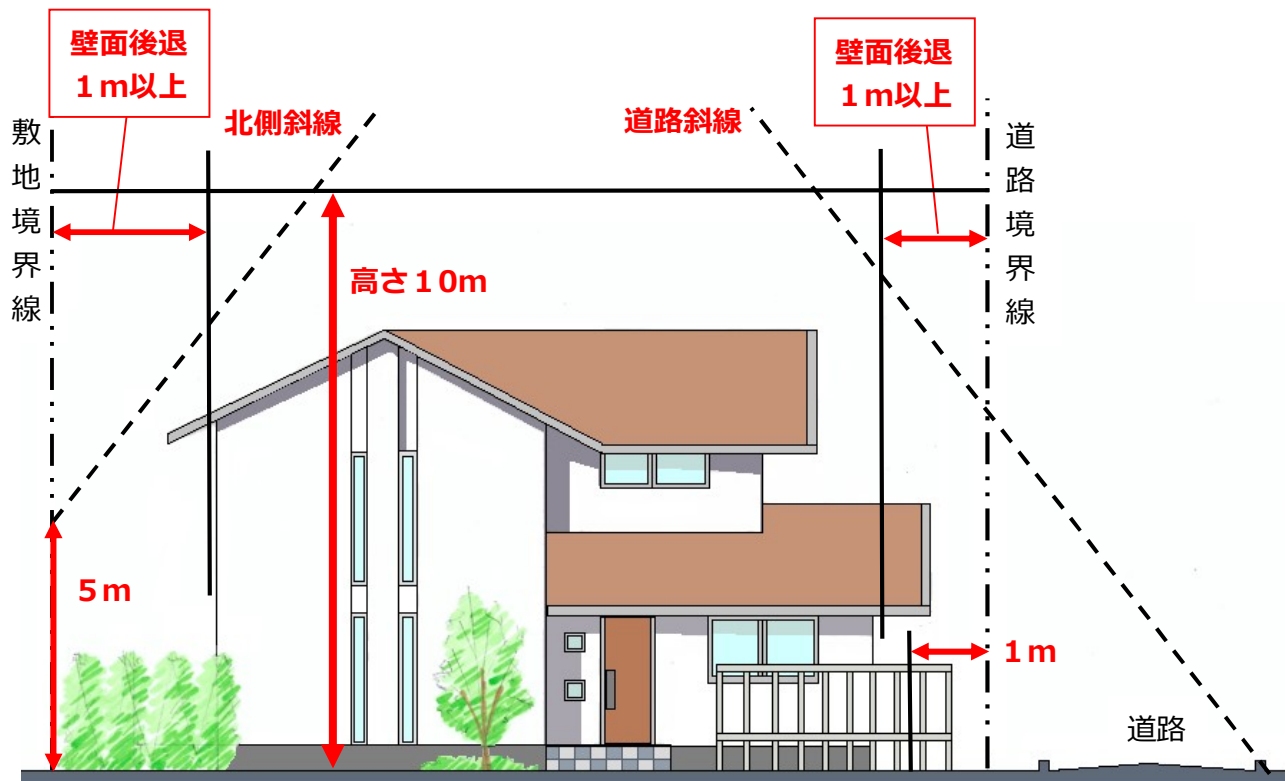
《若林東宮間地区計画における建物に関するルール》

若林東宮間地区では、以下の内容が建物について定められています。

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 用途の制限 | ⑤ 高さの制限 |
| ② 建蔽率・容積率の最高限度 | ⑥ 形態・意匠の制限 |
| ③ 敷地面積の最低限度 | ⑦ 垣又はさくの構造の制限 |
| ④ 壁面の位置の制限 | |

区域内で建築できる建物は、住宅と住宅で事務所、店舗、その他これらに類するものを兼ねる建物となります。

屋根や壁の色は、豊田市景観計画に基づき、周辺の環境と調和したものとしましょう。



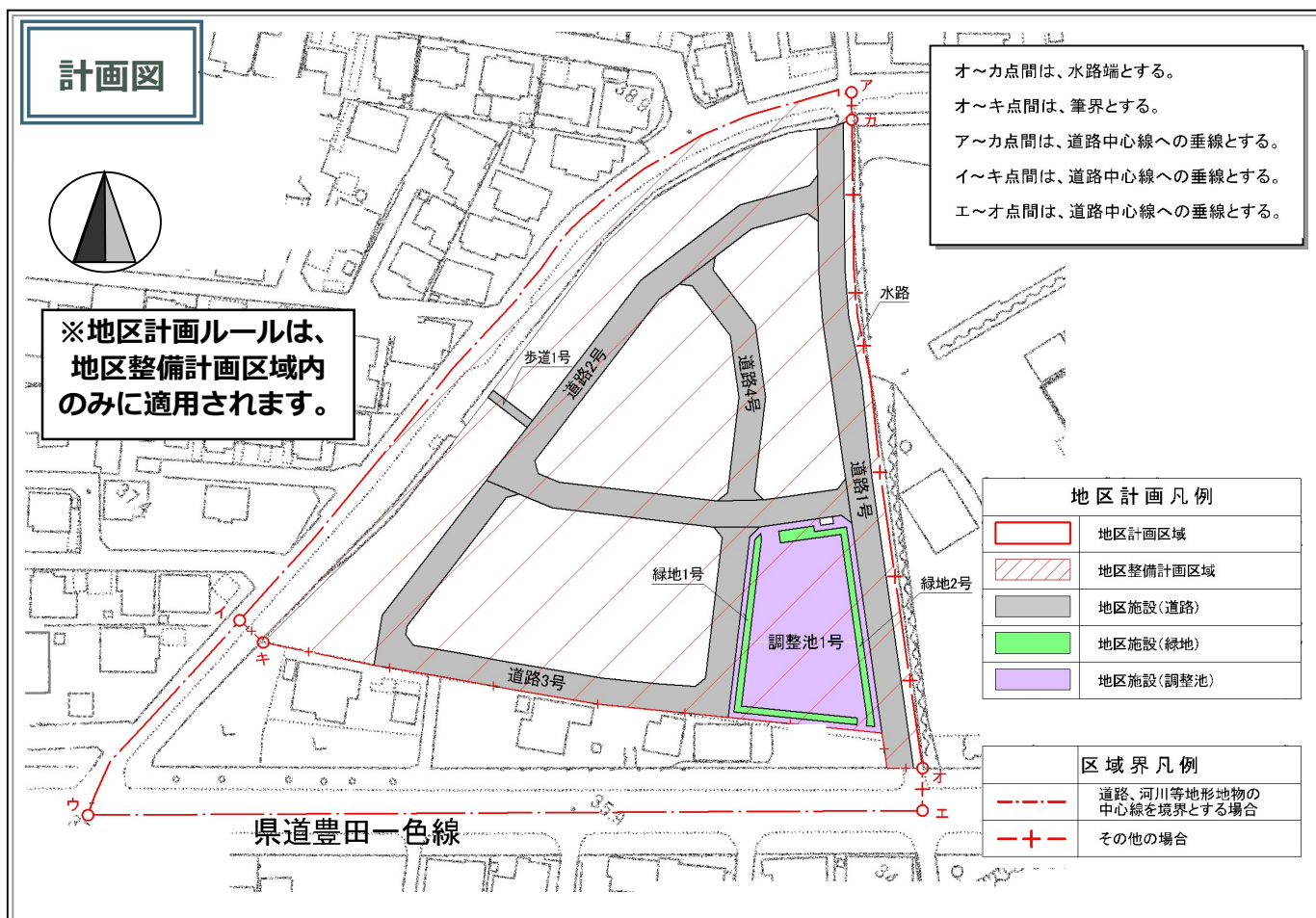
敷地面積は 180㎡以上とします。

道路に接する敷地境界線から1m未満に垣又はさくを設ける場合には、生垣やフェンスその他の透視性のある鉄さく等とします。

若林東宮間地区計画のルール

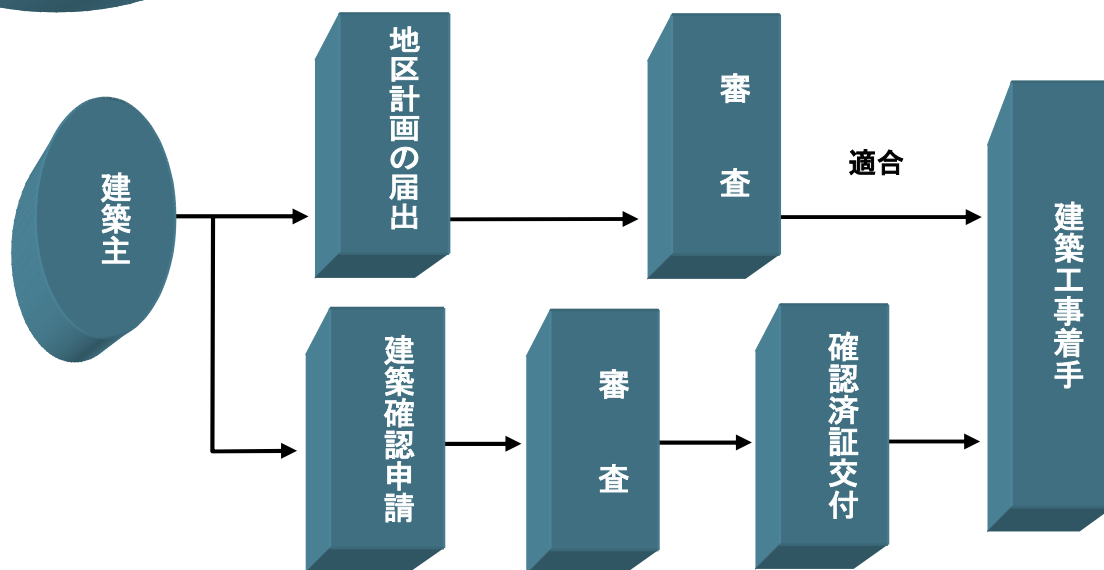
(※地区整備計画区域内のみに適用)

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「法施行令」という。）第130条の3で定めるもの 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 4 前3号の建築物に附属するもの（法施行令第130条の5で定めるものを除く。）
	建築物の容積率の最高限度	10/10
	建築物の建蔽率の最高限度	6/10
	建築物の敷地面積の最低限度	180㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 1 物置、車庫等で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの 2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは10m以下かつ建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条及び第56条の2において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10/10の区域に適用される規定に適合する高さ
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 1 建築物等の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に接する敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。 ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。



届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**30日前**までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問合せ

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620